記 者 会 見 3.10.21

# 新型感染症の影響を受けた事業者を支援 個人事業者等支援給付金

新型感染症の影響で、事業収入が減少した市内の個人事業者等の事業 継続を支援するため、一律10万円の給付金を支給します。

# 1 対象事業者

次の全ての要件を満たす者とします。

(1) 市内に事業所があり、事業を営む個人事業者または法人で次の表の要件に該当するもの。

業種分類	常時使用する従業員数	
商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)	5人以下	
サービス業のうち、宿泊業・娯楽業	20人以下	
製造業その他		

- (2) 市内に県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」及び「大規模施設等に対する協力金」の対象外である事業所があり、かつ、 その事業所が令和2年12月31日以前に操業を開始していること。
- (3) 令和3年6月から9月において、次のいずれも給付対象となって いないこと。
  - ア 国の月次支援金
  - イ 県の酒類販売事業者支援給付金
  - ウ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による売り上げ減少を対 象とした給付金等
- (4) 申請時点において、事業を継続する意思を有していることなど。

#### 2 交付要件

令和3年6月から9月までのいずれかの一月において、前年または 前々年の同月と比較して、事業収入の減少率及び減少額が次の表の要 件に該当すること。

区分	減少率	減少額
一般的なもの		
(下記に該当しないもの)	20%以上50%未満	
事業内容が、国の「月次支		10万円以上
援金」の給付対象とならな	20%以上	
い事業者		

# 3 給付金の交付額

1事業者あたり、一律10万円

# 4 申請期間

10月25日(月)~12月24日(金)

指定の申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、産業振興課に 郵送で提出。

# 5 予算額

71,700千円(9月議会にて補正予算として可決)

### 問い合わせ

産業振興課工業振興·労政担当 電話0463(82)9646